

安全報告書



2024 年度

矢吹交通
有限会社矢吹タクシー

安全報告書について

弊社では、国土交通省が定める様々な法令及び制度に則り、輸送の安全を確保するため、全社員が一丸となって取組んでまいりました。本報告書では、2023 年度（令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月）までの取組実績と、2023 年度（令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月）の計画の概要についてご報告するものであります。

目 次

基本情報	2 p
1. 輸送の安全に関する基本方針	3 p
2. 輸送の安全に関する重点施策	4 p
3. 輸送の安全に関する目標と達成状況	4 p
4. 安全に関する外部表彰実績	8 p
5. 安全確保に関する訓練実績	9 p
6. 輸送の安全に関する情報の伝達体制と組織体制	13 p
7. 輸送の安全に関する計画と実施状況	14 p
8. 輸送の安全に関する内部監査及び外部監査報告	21 p
9. その他輸送の安全に関する取組み	22 p
10. 2024 年度における輸送の安全に関する計画	25 p
11. 安全管理規定及び安全統括管理者	27 p

基本情報（2025年04月01日現在）

▼ 乗務員に関する情報

営業所名	男性	女性	合計
矢吹営業所	15名	1名	16名
千葉営業所	7名	0名	7名
宮城営業所	7名	0名	7名

▼ 運行管理者及び整備管理者に関する情報

営業所名	運行管理者	運行管理補助者	整備管理者	整備管理補助者
矢吹営業所	6名	2名	1名	4名
千葉営業所	2名	0名	1名	1名
宮城営業所	2名	2名	1名	4名

▼ 事業用自動車に関する情報

営業所名	大型車両	中型車両	小型車両	コミューター	合計
矢吹営業所	8両	6両	3両	2両	19両
千葉営業所	9両	1両	0両	0両	10両
宮城営業所	7両	0両	2両	0両	9両

1. 輸送の安全に関する基本方針

弊社では、輸送の安全の確保が旅客自動車運送事業の社会的使命と深く認識し、社員全員に輸送の安全確保が最も重要であるという意識の徹底を図り、安全マネジメント体制の維持と継続的な改善に努めるため、次の通り、『輸送の安全に関する基本的な方針』を策定しております。

輸送の安全に関する基本的な方針

1. 組織・従業員が活性化する為の企業風土を構築し、安全に関する知識を高め、関係法令を遵守し、安全・安心な輸送を図る。

2. 安全マネジメントに関する取組みを年度毎に構築し、PDCAサイクルを徹底することにより、事故の未然防止に努める。

輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善（Plan・Do・Check・Act）を確実に実施し、安全対策を不斷に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、当社は絶えず輸送の安全性の向上に努める。

2018年4月1日

有限会社矢吹タクシー
代表取締役 館 秀幸

輸送の安全に関する基本的な方針

1. 組織・従業員が活性化する為の企業風土を構築し、安全に関する知識を高め、関係法令を遵守し、安全・安心な輸送を図る。

2. 安全マネジメントに関する取組みを年度毎に構築し、PDCAサイクルを徹底することにより、事故の未然防止に努める。

輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善（Plan・Do・Check・Act）を確実に実施し、安全対策を不斷に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、当社は絶えず輸送の安全性の向上に努める。

2018年4月1日
有限会社矢吹タクシー
代表取締役 館 秀幸

各事業所に掲示①

輸送の安全に関する基本的な方針

1. 組織・従業員が活性化する為の企業風土を構築し、安全に関する知識を高め、関係法令を遵守し、安全・安心な輸送を図る。

2. 安全マネジメントに関する取組みを年度毎に構築し、PDCAサイクルを徹底することにより、事故の未然防止に努める。

輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善（Plan・Do・Check・Act）を確実に実施し、安全対策を不斷に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、当社は絶えず輸送の安全性の向上に努める。

2022年3月10日

各事業所に掲示②

2. 輸送の安全に関する重点施策

弊社は、『輸送の安全に関する基本的な方針』に基づき、次に掲げる重点施策を策定し、社員一丸となって実施してまいります。

- ① 基本動作の徹底を追求し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守いたします。
- ② お客様の『安全』及び社員の『安全』を守るため、社員の健康管理及び労務管理への取組みを継続的に実施いたします。
- ③ 乗務員の指導教育及び研修の年間計画を策定し、確実に実施します。
- ④ 輸送の安全に関する設備への投資を、状況に応じて効率的に実施するよう努めます。
- ⑤ グループ会社を含めた相互協力による内部監査を実施し、隨時必要な是正措置及び予防措置を講じます。
- ⑥ 輸送の安全に関する連絡体制を確立し、社内において必要な情報の伝達を共有いたします。
- ⑦ 関係機関及び団体と協力し、輸送の安全性の向上に努めます。

3. 輸送の安全に関する目標と達成状況

弊社では、安全管理体制を構築するために、全ての事故を計上し、原因の分析をすることで対策を講じております。2024年度（令和6年4月～令和7年3月）における輸送の安全に関する目標と達成状況は、下記の通りになります。

（1）輸送の安全に関する目標と達成状況

2024年度（令和6年4月～令和7年3月）の『人身・重大事故』に対する目標を『0件』とし、結果として目標を達成いたしました。又、『車内事故』に対する目標も『0件』として取り組み、2023年度より継続して『0件』を達成することができました。

種別	目標件数	事故件数
※ 人身・重大事故	0	0
車内事故	0	0

※ 人身・重大事故（自動車事故報告規則第2条から抜粋）

1. 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、もしくは接触したもの
2. 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
3. 死者又は重傷者（注1）を生じたもの
4. 10人以上の負傷者を生じたもの
5. 自動車に積載されたものの全部、もしくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの（危険物・火薬類等）
6. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
7. 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に傷害（注2）を生じたもの
8. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
9. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
10. 救護義務違反があつたもの

- 1 1. 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
 1 2. 車輪の脱落を生じたもの（故障によるものに限る）
 1 3. 橋脚、河川その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
 1 4. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
 1 5. 自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの
- (注 1) 14日以上入院を要する障害や、入院を要する傷害で治療を要する期間が30日以上のもの等
 (注 2) 11日以上治療を要する傷害

又、弊社独自基準により有責事故になったものに対して目標を『10件』とし、結果は『11件』と目標を達成することができませんでした。

種別	目標件数	事故件数
総事故件数（物損事故）	10	11

昨年度の弊社独自基準による有責事故件数が『8件』であったのに対し、本年度は『11件』と、3件増加してしまったことは、旅客自動車運送事業を担う者として反省すべき点が多くありました。

種別	2023年度 (令和5年4月～令和6年3月)	2024年度 (令和6年4月～令和7年3月)
総事故件数 (物損事故・車内事故を含む)	8	11

この11件は、車庫内及び駐車場内の事故が『8件』、後退時の事故が『3件』という結果でございました。2024年度の事故は、全て庫内事故（駐車場内を含む）によるものであり、弊社の数年の事故の傾向から、一番注意しなければならない点でございました。後退時の事故に関しては、2023年度が『6件』であったのに対し、2024年度は『3件』と件数を減らしておりますが、結果的には事故の総件数を減らすことができなかったため、乗務員への教育面も含め、反省すべき点が多くございました。

種別	2023年度 (令和5年4月～令和6年3月)	2024年度 (令和6年4月～令和7年3月)
走行中	2	0
駐車場内（後退時）	6	11
車庫内（後退時）	0	0
車内事故	0	0

又、事故の発生時間別に見てみると、午後の時間帯に発生していることが下記の表より分かります。これは、宿泊宿等に到着して、お客さま降車後に、バスを駐車する際に事故が発生しているためです。お客さま降車後からの気の緩みや集中力が切れてしまったところでの事故が発生していることが多くなっていることが分かります。

種 別	2023 年度 (令和5年4月～令和6年3月)	2024 年度 (令和6年4月～令和7年3月)
6 時台～9 時台	2	0
10 時台～12 時台	2	0
13 時台～15 時台	0	3
16 時台～18 時台	1	4
19 時台～21 時台	3	4

次に乗務員が休み明け後、何日目で事故を起こしているのかを見ていくと、『1 日目～3 日目』の区分で 4 件、『7 日目～9 日目』の区分で 4 件と、休み明けと連勤が続いているタイミングで多く発生しておりました。連休明けから乗務することによる気の緩みが事故の増加に繋がっていることと、連勤が続くことで集中力が保ちにくい、注意力が散漫になることがわかり、充分な注意を要することがわかりました。

種 別	2023 年度 (令和5年4月～令和6年3月)	2024 年度 (令和6年4月～令和7年3月)
1 日目～3 日目	4	4
4 日目～6 日目	3	3
7 日目～9 日目	1	4

旅客自動車運送事業を担う者として、お客さまをお乗せしている以上、乗務中の気の緩みは絶対に許されません。常日頃の指導・教育や出庫前の点呼執行者による注意喚起など、見直していくなければならない点も多くあり、反省点は真摯に受け止め、2025 年度は、更に引き続き、無事故達成を目指し、会社全体で全力をあげて取組んでまいる所存です。

(2) 安全体制の確立

弊社の安全体制の確立に関しては、国土交通大臣及び日本バス協会等の指針を踏まえ、『お客さまの安全第一』とし、専門家の指導とご協力を得て、合同訓練や講習会への積極的な参加を推奨し、全社員の安全体質向上に積極的に取組んでまいりました。その中でも、昨年度の最重要課題は、過去 3 年、車庫内及び駐車場内での事故が多く発生していることを重く受けとめ、『構内での駐車時、目視確認の徹底』いたしました。バックカメラ等の車両装置に頼らず、目視確認を徹底し、運転席から見えない場合は、施設関係者に誘導を依頼する他、バスから降りて直接確認する等、事故防止行動の徹底を点呼時等に注意喚起し、残乗務員への周知を図りました。

(3) 事故防止重点実施事項

2024 年度（令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月）

実施月	重点実施事項
4月	春の全国交通安全運動への参加、『かもしれない運転』の励行 (新入学児童、ご年配の方に対する思いやり運転)
5月	『うっかり』事故防止 (車間距離確保、一時停止の厳守) 基本的行動の徹底
6月	車両の死角と安全速度の励行 (6月1日～6月30日)
7月	車間距離の確保、急制動の禁止 (飛び石、追突防止、夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動への参加)
8月	直そう！危険な習慣と悪い癖 (より良い食事、運転操作時の携帯電話操作厳禁)
9月	秋の全国交通安全運動に伴う、『運行経路上の危険箇所周知』 (道路情報等の情報交換を密にする 9月21日～9月30日)
10月	構内及び駐車場内での事故防止 (再度確認、後退時及び前後オーバーハングの左右)
11月	過労防止 (睡眠時間の確保)
12月	雪道走行の事故防止 (年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動 12月10日～翌年1月7日) (早めのブレーキ、無くそう急制動)
1月	スリップ事故防止 (路面凍結箇所の危険予測)
2月	アレルギー対策 (そろそろ飛散するスギ花粉対策)
3月	先進装置に頼らない安全運転 (予測運転励行、安全装備の有効活用)

(4) 貸切バス事業者安全性評価認定制度

貸切バス事業者安全性評価認定制度は、公益社団法人日本バス協会において、事業者からの申請に基づき、安全性や安全の確保に向けた取組みについて、1つ星から3つ星の段階的な評価認定を行い、これを公表するものです。

お客さまや旅行会社が、より安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくなると共に、本制度の実施を通じ、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や、取組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的としています。

弊社では、最高位である3つ星の認定を取得しておりましたが、弊社HPでも公表している通り、下記の行政処分を受けたため、3つ星の認証も失効してしまいました。

▼ 行政処分等年月日

令和5年7月31日

▼ 当該処分に係る営業所

営業所名：バス事業部宮城営業所

住 所：宮城県仙台市泉区小角字宮 90-1

▼ 行政処分の内容

旅客に対して收受した運賃又は割戻しを行っていた(道路運送法第10条第1項)

⇒ 処分日車数 60日

令和5年8月10日から令和5年8月15日までの6日間（5両）

令和5年8月10日から令和5年8月14日までの5日間（6両）

弊社では、この処分を重く受け止め、当該営業所のみならず、弊社全体で再発防止に努めてまいる所存です。2025年度は、再度認証取得に挑戦できる年もあるので、より一層安全管理に努めてまいる所存です。

4. 安全に関する外部表彰実績

弊社では、直近で2023年11月14日（火）に白河警察署にて、優秀安全運転事業所表彰をいただきました。優秀安全運転事業所表彰とは、事業所で運転経歴証明書を活用し、交通事故防止に努め、成果をあげた事業所に対し、自動車安全運転センターから、その度合いに応じて表彰されるものです。

今後も、旅客運送を担う事業者として模範となるよう、全社員にて邁進して参る所存です。

5. 安全確保に関する訓練実績

2024年度（令和6年4月～令和7年3月）における安全確保に関する訓練の実績は、以下の通りでございます。

(1) 後退時の目視確認の訓練【2024年4月実施】

弊社では、弊社の事故の傾向から、後退時の後方確認及び周囲の確認に関して訓練を行いました。バックカメラを使用せずに訓練を実施し、目視にて後方及び周囲の確認を行う意識付けを図りました。



後退時の目視確認訓練①



後退時の目視確認訓練②

(2) 峰道によるブレーキの使用方法訓練【2024年7月実施】

弊社では2022年10月に静岡県の『ふじあざみライン』発生した他社の事故を教訓に、実際に峰道を走行してブレーキの使用方法を研修いたしました。ブレーキを使用するタイミングなどを実際に走行することで再確認し、乗務員同士での意見交換を行いました。



峰道走行訓練①



峰道走行訓練②

(3) 緊急時の避難誘導訓練【2024年6月実施】

大きな事故を起こす、または遭遇することに越したことはないですが、万が一そのような状況に遭遇した際、実際に乗務員はどのように動かなければならないのか、どのようにお客様の安全を確保しなければならないのかを、仮定の状況を想定して模擬訓練を行いました。



お客さまを車外へ誘導している様子



お客さまへの状況説明訓練



初期消火訓練



非常口からの避難誘導

(4) バスジャック想定訓練【2025年2月実施】

バスジャックに遭遇した想定をし、どのように対応をしなければならないのかを学ぶ訓練を行いました。複数のバス会社及び警察との合同訓練を行い、実際の状況を想定した本格的な訓練を実施することができました。



訓練の様子①



訓練の様子②



訓練の様子 ③



訓練の様子 ④

(5) 救命救急講習【2024年9月実施】

運行中に傷病のお客さまが発生した際に、乗務員にて応急手当ができるよう、矢吹消防署の皆さんにご協力いただき、AEDの使用方法や人工呼吸のやり方、応急手当の方法等のレクチャーを受けました。



心肺蘇生のレクチャー①



心肺蘇生のレクチャー②



AED 使用方法のレクチャー



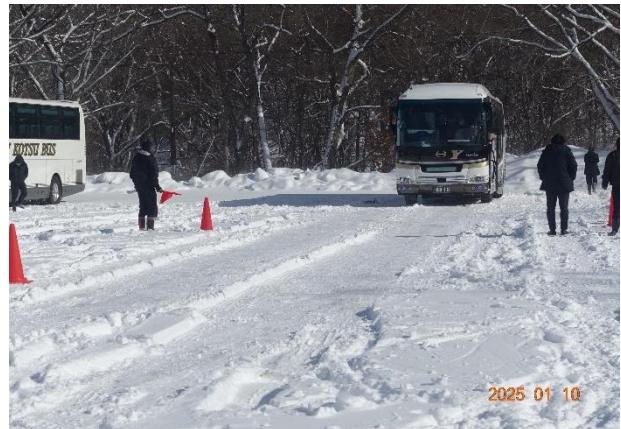
AED 使用訓練

(6) 雪上走行訓練【2025年1月実施】

弊社では毎年、積雪時の走行に対応するため、実際に雪上訓練を実施しております。チェーンの装着訓練から実施され、車両の横滑り防止装置の使用方法、スラローム（蛇行運転）等を実施し、どのくらいのスピードであれば安全に走行できるのか、どのタイミングでブレーキを踏めば安全に停車できるのか等を、実施に雪上を走行して訓練を行いました。



チェーン脱着訓練



雪上走行訓練

(7) ドライブレコーダーの映像を活用した研修【年に複数回実施】

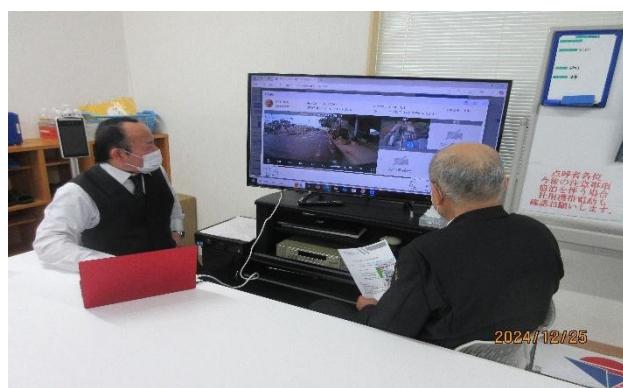
弊社では、年に最低2回はドライブレコーダーの映像を活用して乗務員研修を実施しております。自社でのヒヤリ・ハット場面や、事故の映像を全員で観ることで、どのようにしたら事故が防げたのか、事故後のお客さまへの対応はきちんとできていたのか等、参加者で議論を深めました。



映像をもとにヒヤリ・ハットの共有①



映像をもとにヒヤリ・ハットの共有②



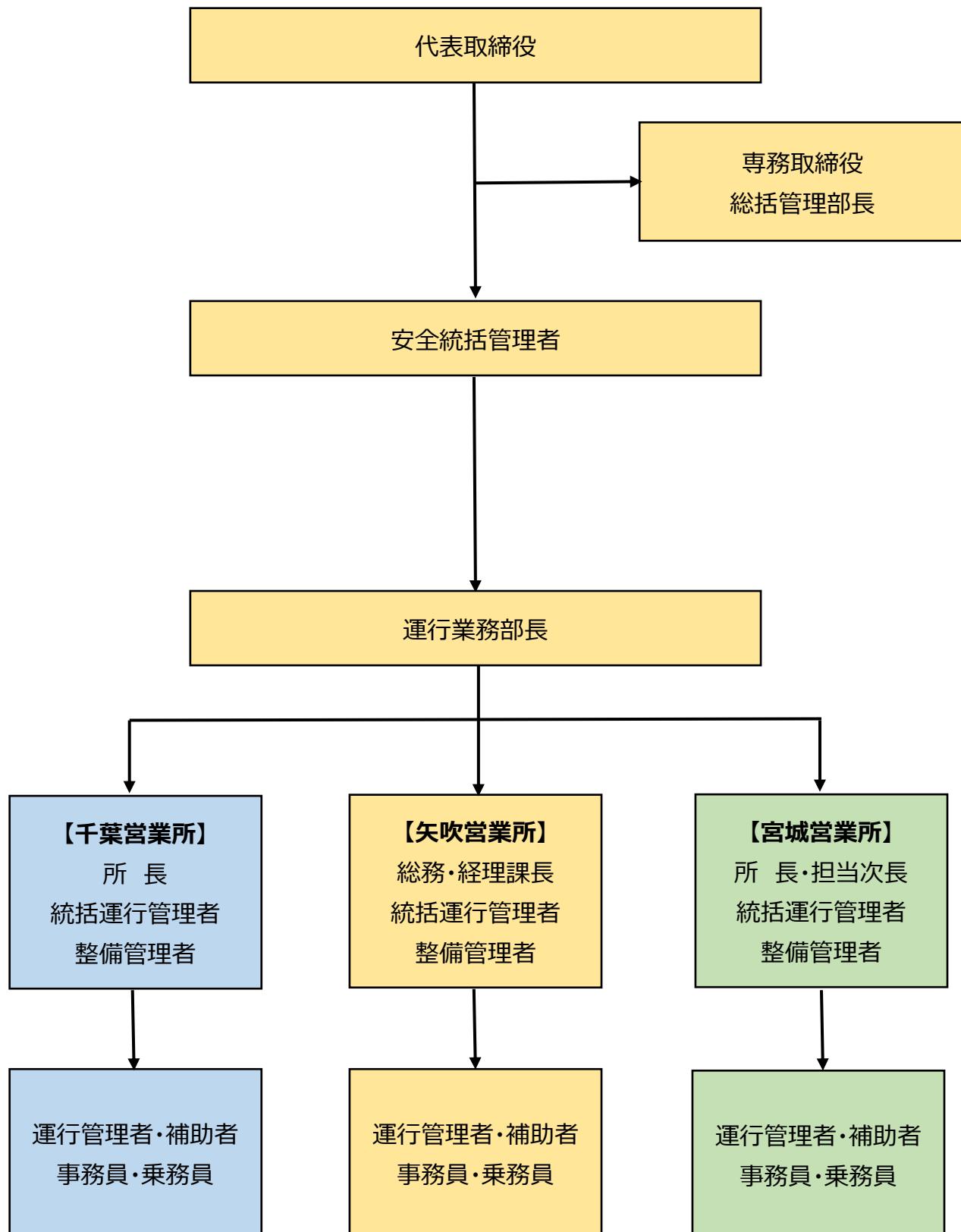
乗務員との個別指導①



乗務員との個別指導②

6. 輸送の安全に関する情報の伝達体制と組織体制

輸送の安全に関する情報の伝達体制と組織体制は、下記の通りです。（2025年3月31日現在）



7. 輸送の安全に関する計画と実施状況

輸送の安全に関する重点施策を踏まえ、輸送の安全を確保するために策定した 2024 年度（令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月）の計画と実施状況は、下記の通りでございます。

(1) 安全統括管理者による職場の巡視

安全統括管理者が各営業所の巡回を随時実施し、各営業所の職員とのコミュニケーションや問題点の抽出と共有を行い、指導と助言を行いました。

(2) 安全に関わる会議の実施

弊社では、グループ会社を含めた管理職にて構成される管理職会議にて、輸送の安全に関わる情報の共有と各営業所等への伝達事項、今後のグループとしての方針を共有するために、毎月 1 回開催しております。

会議名	計 画	実 績
管理職会議	年度 12 回	年度 11 回



会議の様子

(3) 交通安全運動への参加

下記期間中、各営業所に啓発のポスターを掲示する他、SNS や HP 等での運動の周知、点呼時における注意喚起を行いました。

啓発運動	計画月
春の全国交通安全運動	4月
春の交通安全県民総ぐるみ運動（宮城県）	4月
令和 4 年夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動（福島県）	7月
夏の交通安全運動（千葉県）	7月
夏の交通事故防止運動（宮城県）	7月～8月
秋の全国交通安全運動	9月
秋の交通安全県民総ぐるみ運動（宮城県）	9月
年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動（福島県）	12月～1月
冬の交通安全運動（千葉県）	12月
年末の交通事故防止運動（宮城県）	12月

(4) 事故防止諸活動

輸送の安全に関する目標を達成するための主な事故防止活動と実績は、下記の通りでございます。

▼ 整備管理者の立会いによる立会点検

弊社では法定点検の他に、月に1度、整備管理者の立会いのもと、全車両の点検を行っております。



点検風景①



点検風景②

(5) 乗務員への研修・教育計画及び実施状況

① 社内研修

輸送の安全に関する目標を達成するために、乗務員への指導監督に関する年間計画を策定しており、本紙の『5. 安全確保に関する訓練実績』で記載している訓練の他にも、下記の通り、訓練を行っております。



法改正等の情報共有及び周知



お客さま乗降時の安全確保研修

② 適性診断

乗務員に対し、法令で定められた適性診断を計画的に受診させ、その結果に基づき管理者は、個別に指導・助言を行いました。弊社は、法令で定められている期間よりも短い期間で乗務員の受診を行っております。

診断の種類	診断者	受診者数
一般診断	・富久山自動車学校附属好通研究所 ・NASVA（自動車事故対策機構）	9名
適齢診断		6名

(6) 管理者教育

① 一般的な教育

運行管理者及びその補助者、整備管理者及びその補助者には、法令で定められた認定機関での研修を受講しました。

研修の種類	主催者	参加者数
運行管理者一般講習	NASVA（自動車事故対策機構）	6名
整備管理者選任後研修	管轄運輸局	1名

② 講習会

各営業所の管理職を中心に、意識向上を図るため、国土交通省及び NASVA（自動車事故対策機構）が主催する、運輸安全マネジメント制度に関する講習会等へ参加いたしました。2023年度（令和5年度4月～令和6年3月）に受講した輸送の安全に関する講習会等は、下記の通りでございます。

研修の種類	実施月	主催者	参加者数
国土交通省認定セミナー【ガイドライン】	7月	NASVA (自動車事故対策機構)	1名
国土交通省認定セミナー【ガイドライン】 国土交通省認定セミナー【リスク管理】 国土交通省認定セミナー【内部監査】	9月	NASVA (自動車事故対策機構)	3名
国土交通省認定セミナー【ガイドライン】 国土交通省認定セミナー【リスク管理】	1月	NASVA (自動車事故対策機構)	2名

③ その他講習

弊社では、会社として業務を円滑に進める上で必要なスキルを習得する上でも、管理職を中心に研修や講習会を行っております。2024年度（令和6年度4月～令和7年3月）に受講した研修及び講習会は、下記の通りでございます。

研修の種類	実施月	講 師	参加者数
ハラスメント研修	4月	顧問先社労士事務所	12名

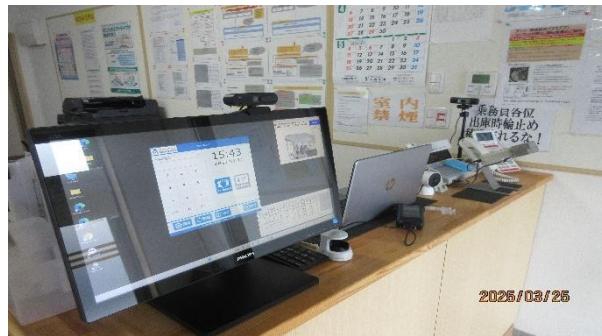
※ 参加者数の中には、グループ会社の管理職も含みます。



ハラスメント研修

(7) 飲酒運転撲滅対策

弊社では、始業時と終業時の点呼時に、高性能アルコール検知器による検査を確実に実施しております。又、宿泊を伴う運行での非対面点呼時にも、本人の顔が認識できるよう、携帯電話と接続して使用するモバイル型のアルコール検知器を使用し、測定データと顔写真を即時に各営業所に転送して管理を行っております。



対面時アルコール検知器



非対面時アルコール検知器

(8) 乗務員の健康管理

法令で定められている定期健康診断やストレスチェックの他、弊社が実施している乗務員の健康管理に関する取組みは、下記の通りでございます。

① 定期健康診断後の管理職面談

定期健康診断受診後、その結果をもとに、該当乗務員と管理職にて面談を行います。日頃の生活習慣や悩み等を聞き取り、『経過観察』項目や『要治療』項目の箇所に関して、病院への再受診を促し、治療へのキッカケを作ります。面談を行い、会社として重く受け取った症状の場合には、乗務停止等の措置をとり、治療又は完治するまで再乗務させません。



管理職による面談①



管理職による面談②

② 全国健康保険協会の保健師による個人面談

定期的に全国健康保険協会の保健師にご来社いただき、乗務員と個人面談を行って、健康に関する相談等ができる機会を設けております。



保健師との面談①



保健師との面談②

③ 体温・血圧測定の実施

弊社では、出勤時と退勤時に体温と血圧の測定を義務付けております。点呼執行者が立会いのもと実施しているため、点呼執行者と乗務員の双方で確認し合いながら、体調管理を把握すると共に、健康起因による事故の防止に努めております。



検温器と血圧測定器



血圧測定

④ SAS 検診の実施

弊社では、全乗務員を対象に睡眠時無呼吸症候群（SAS）の検査を毎年実施しております。その結果、SAS の疑いが認められた場合には、管理職と面談を行い、精密検査の受診及び治療の勧奨をしております。

⑤ 脳検診の実施

脳に起因する事故等を未然に防ぐため、弊社では 60 歳以上の乗務員を基準に、2 年に 1 回の目安で脳検診を実施しております。脳検診の結果も管理職が確認を行い、面談を行うことで、健康起因による事故の防止に努めております。



SAS 検診（イメージ）



脳検診（イメージ）

(9) 新型コロナウイルス感染症対策

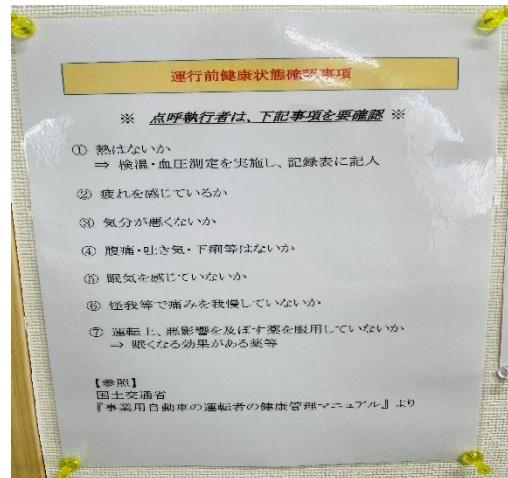
弊社では、日本バス協会・日本旅行業協会・貸切バス旅行連絡会によるガイドラインに沿い、下記の通りの取組みを実施しております。

① 乗務員に関する感染予防対策

乗務員の点呼時に健康チェック（体温・血圧測定・体調確認）に加え、マスク着用及び手洗いと手指消毒の励行を常に実施いたしました。



検温器と血压测定器、手指消毒



運行前健康状態確認事項

② 車両の感染予防対策

車内での感染を予防するため、運転席後方にパーテーションを設置いたしました。又、光によって抗菌作用の効果を上げる『光触媒』の施行を大型車両を中心に実施いたしました。車内の空調設備は、高性能車内換気機能を装備している車両を多く導入し、更には、オゾン発生装置も大型車両を中心に導入いたしました。



光触媒の施工



光触媒施工済車両の表示



飛沫感染防止用パーテーション



オゾン発生装置



乗務員による車内消毒作業①



乗務員による車内消毒作業②

③ お客様の乗車・降車時の対応

お客様には、乗車時のマスクと手袋の着衣用と手指消毒をお願いしております。手指消毒用のアルコール消毒液は、乗車・降車時に行いやすいよう、乗降扉付近に設置いたしました。



マスクと手袋の着用



乗降扉での手指消毒

(10) ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフの装備

弊社では、運行を安全に終えるため、ドライブレコーダーとデジタルタコグラフを導入しております。ドライブレコーダーの映像は、ヒヤリ・ハットの収集、研修等での事故の振り返りや原因分析等で活用しております。又、デジタルタコグラフは、乗務員の運転の癖であったり、『急』の付く運転をしていないか等、日々の運行のデータを確認することで、乗務員教育に活用しております。

機器の名称	装着率
ドライブレコーダー	100%
デジタルタコグラフ	100%

(11) ヒヤリ・ハット情報の収集と共有及びその活用

弊社では、運行に出る乗務員に『ヒヤリ・ハット報告書』を携行させ、その日の運行で危険だと感じたことを記入してもらっています。日々変わる交通環境の中、収集した情報を分析し、乗務員教育等に活用する他、経営陣にも情報を共有することで、全社的に課題と問題を共有しております。

8. 輸送の安全に関する内部監査及び外部監査報告

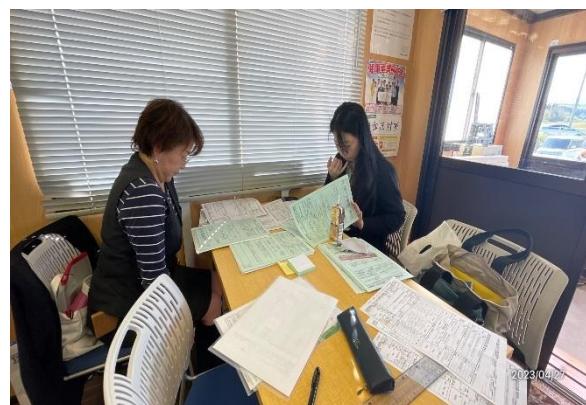
(1) 運行の安全に関する内部監査

弊社では、定期的に各営業所の内部監査を実施しております。関係法令及び規則等に準じた営業所運営がなされているのかどうかを確認し、是正が必要な時は、隨時是正を行い、指摘があった項目に関しては、全営業所にて情報を共有し、再発防止に取組んでおります。

実施営業所	実施月	指摘事項	改善策
宮城営業所	11月	運送引受書及び乗務員台帳 記載不備	所内において二重確認の再徹底
矢吹営業所	1月	無し	-
千葉営業所	2月	乗務員台帳の記載不備	定期的な乗務員台帳の確認の徹底
経営管理部門（代表含）	2月	現場とのコミュニケーション不足	立会点呼等の実施を提案



内部監査の様子①



内部監査の様子②

(2) 外部による監査及び巡回指導

2023 年度（令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月）の外部による監査及び巡回指導による指摘事項は、下記の通りでございます。

監査及び巡回指導機関	実施日	対象営業所	指摘事項
関東貸切バス適正化センター	2024.04.16	千葉営業所	指摘事項無し
東北貸切バス適正化センター	2024.10.16	宮城営業所	指摘事項無し
東北貸切バス適正化センター	2025.01.24	矢吹営業所	指摘事項無し
関東貸切バス適正化センター	2025.03.27	千葉営業所	指摘事項無し

9. その他輸送の安全に関する取組み

(1) 環境への取組み

大気汚染・地球温暖化等、環境問題や天候異常が深刻化している現代、旅客運送事業に携わる弊社では、環境問題への取組みが人類共通の課題であると認識し、社会的責任として環境保全・自然保護に関連する法規を遵守しております。又、社内において環境保全活動責任者を選定し、地球環境保全に積極的に取組むことで環境負荷を削減し、地域社会の発展に貢献することで、地域の発展と自然環境の保護に努めます。

環境理念・方針

【環境理念】

環境汚染・地球温暖化等、環境問題や天候異常が深刻化している現代、旅客運送業に携わる当社は、環境問題への取組みが人類共通の課題であると認識し、社会的責任として環境保全・自然保護に関連する法規を遵守致します。又、地球環境保全に積極的に取組むことで環境負荷を削減し、地域社会の発展に貢献することで、地域の発展と自然環境の保護に努めます。

【環境スローガン】

社員一人ひとりが、環境問題を意識し考え、身近なことから、環境に負荷をかけない行動を取るよう心掛け、社員一丸となって推進する。

【環境方針】

- 関係法令を遵守し、環境保全の為の資源・エネルギーの有効活用、排気ガスの浄化、産業廃棄物の削減に努めます。
- 以下の項目を推進し、実施致します。
 - エコドライブの実施(エコ運転やアイドリングストップ)
 - エネルギー・資源の節約(節電・再利用等)
 - リサイクルの推進(ごみの分別、廃棄物の抑制と再利用)
 - エコ製品の積極的購入、使い捨ての抑制
- 環境方針を理解し、地球環境保護の意義と重要性を認識するよう従業員に教育・指導を徹底します。
- 当方針に沿った目標の設定、達成度合の検証、見直しを定期的に行い、継続的な改善に努めます。

2020年7月1日
環境保全管理責任者
代表取締役 館 秀幸

有限会社矢吹タクシー / 矢吹交通

環境保全活動責任者

【矢吹交通 矢吹営業所】

- 環境保全管理責任者 代表取締役 館 秀幸**
環境保全活動全般の計画、実施、管理の責任者
- エコドライブ推進責任者 総括管理部長 安達 彰廣**
エコドライブの推進による燃費向上を進める為の計画、実施、成果の確認、管理の責任者
- 点検整備責任者 運行業務部長 佐藤 隆宏**
車両の法定点検、環境に配慮した日々点検の点検・整備計画、実施、成果の確認、管理の責任者

グリーン経営推進に伴い、上記責任者を定めましたので、以後、責任者に協力をして、社会に対しても(環境保全・地球温暖化防止・安全運行等)、又、会社に対しても、成果(経費削減・社内活性化・人財育成・サービスの品質向上及び顧客の信頼度向上等)のあるグリーン経営となるよう、皆様のご協力をお願い致します。

2020年7月1日
環境保全管理責任者
代表取締役 館 秀幸

有限会社矢吹タクシー / 矢吹交通

環境理念・方針

環境保全活動責任者

(2) 健康経営優良法人への取組み

健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取組みや日本健康会議が進める健康増進の取組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

弊社では、健康起因による事故防止の観点から、この制度に取組みを開始し、2023年度に『健康経営優良法人2024（中小規模法人部門）』の認証を取得することができました。



宣言書



認定証

又、弊社の積極的な健康増進への取組みが福島県から『ふくしま健康経営優良事業所』として認定されました。



ステッカーを事務所扉に貼付



認証状

(3) 空気のきれいな施設・空気のきれいな車両への認証

『空気のきれいな施設』及び『空気のきれいな車両』認証制度は、福島県が実施している認証制度で、タバコを吸わない人が、自分の意思とは無関係に、タバコの煙にさらされてしまう（受動喫煙）ことを防ぐ目的で設立された 認証制度です。弊社では、電子タバコも含めて建物内は禁煙としており、車内ももちろん禁煙になっております。時代の流れに合わせるために、少しずつ分煙化を行い、弊社の取組みが認めされました。



空気のきれいな施設ステッカー



空気のきれいな車両ステッカー

(4) SDGsへの取組み

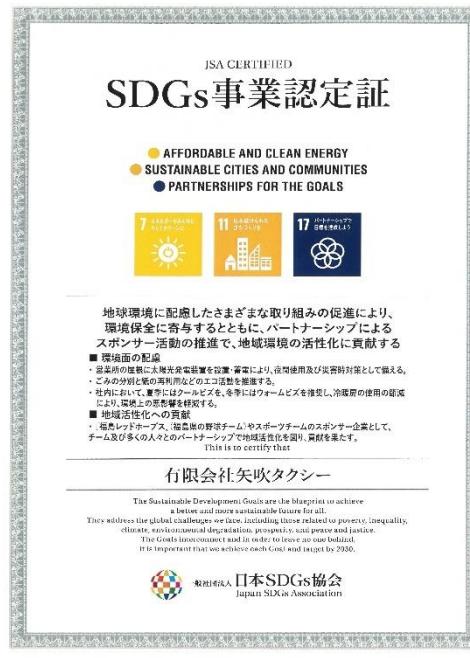
SDGsとは、国連に加盟する全ての国が、2016年から2030年までの15年間にわたって、達成に向け取組むべき共通目標です。持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲット（具体的な目標）が設定されており、同時に採択された地球温暖化対策『パリ協定』と両輪になって、世界を変え始めています。

弊社では、こうした時代の流れもあり、企業の社会的責任を果たすため、SDGsの取組みを開始しました。数々の弊社の取組みが『一般社団法人日本SDGs協会』より認められ、認定証を取得いたしました。今後、これらの目標の達成を、全社をあげて支援してまいります。



認定証①

認定証②



認定証③

10. 2025年度（令和7年4月～令和8年3月）における輸送の安全に関する計画

弊社の2025年度（令和7年4月～令和8年3月）における輸送の安全に関する計画は、下記の通りでございます。

(1) 令和6年度 運転手に対して行う指導及び監督の指針

令和7年度 運転者に対して行う指導及び監督の指針

項	運転手に対する一般的な指導及び監督内容
1	事業用自動車を運転する心構え
2	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項（運行指示書の遵守/事故事例/道路運送車両法）
3	事業自動車の構造上の特性（視野・死角・内輪差・車高の理解/速度と制動距離の理解）
4	乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項（シートベルト着用の徹底・加速・制動・かじ取り装置の操作）
5	旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項（乗降口の扉開閉・周囲の道路及び交通状況の確認と安全確認）
6	主として運行する路線又は営業区域における道路及び交通の状況（道路状況の事前把握・ヒヤリハット体験）
7	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法（車両を用いた加速・制動・かじ堀装置の操作方法を含む/危険予知）
8	運転者の適性に応じた安全運転（適性診断・運転者の心身の状態に配慮した指導）
9	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法（乗務時間・疲労と休憩・飲酒運転・医薬品使用法）
10	健康管理の重要性（疾病と事故の関係性・健康診断の結果と自己管理）
11	安全性の向上を図る為の装置を備える貸切りバス（ASV車両）の適切な運転方法
12	ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転
13	ドライブレコーダーの記録を活用したひやり・ハット体験等の自社内での共有
14	非常信号用具、非常口、消火器の取り扱いの指導

※上記1~14項目を運転手指導教育に取り入れ、全員にて取り組む。

回数	月	指導及び監督項目	指導時間	指導詳細	講師	会場	
1回目	4月	1・2・6項目	180分	前年度安全目標の結果報告及び2023年度目標 主として運行する路線又は運行区域の道路情報 事故事例/処分/被害者と加害者のその後と影響	自社事故状況と反省 運行区域の危険箇所把握 運転中の体調急変時の対応	社内	本社
2回目	5月	8・10・12項目	60分	運転者の適性に応じた安全運転 (個人別面談　過去の運転状況資料/適性診断参考) 健康管理の重要性 ドライブレコーダー記録利用　運転者の特性に応じた安全運転指導	個別面談にての指導 適性診断書/走行データ使用 運転者のドライブレコーダー記録使用	社内	本社
3回目	6月	5・7・14項目	240分	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法（災害発生時の対応） 非常用信号用具の取り扱い方法・非常口 乗降時の乗客の安全確保	緊急時乗客の安全誘導 発煙筒・三角停止表示板 消火器・非常口	社内	本社 矢吹消防署
4回目	7月	4・7・11項目	180分	危険の予測及び回避（峠道フットブレーキ） 異常気象時の対応 乗車中の乗客の安全確保	車両使用、坂道下り運行ブレーキ操作訓練 シートベルト 社内マニュアル確認	社内	本社
5回目	8月	1・13項目	180分	事業用自動車を運転する心構え ドラレコ記録使用（ヒヤリハット事例）	横範運転者としての使命 車両の死角・内輪差	社内	本社 車庫
6回目	9月	2・3・7項目	180分	事業用自動車を運転する心構え 車両の構造 危険の回避	道路交通法・改正法律 車両の死角・内輪差 タコ壺走行	社内	本社
7回目	10月	1・4項目	180分	事業用自動車を運転する心構え 乗車中の乗客の安全を確保する為の留意事項	交代運転者の改善基準 救命・救護法・応急手当	社内	本社 日本赤十字
8回目	11月	7・13項目	180分	危険の予測及び回避 ドラレコ記録使用（自社内記録参考）	危険予知例題に基づき ドラレコ記録画像利用	社内	本社
9回目	12月	3・9・12項目	180分	車両の点検方法 事故に関わる運転者の生理的・心理的要因・対処	正しい車両点検 事故発生後の生活を考慮	日野自動車 社内	本社
10回目	1月	2・3・7・13項目	180分	事業用自動車と乗客の安全を確保する留意事項 事業用自動車の構造上の特性 危険の予測及び回避 安全装置を備えた貸切りバスの適切な運転方法	積雪路面走行訓練 タイヤチェーン着脱訓練 積雪・凍結路面走行速度 VSC装置	社内	あだたら 高原スキーフィールド
11回目	2月	12項目	180分	ドラレコ記録使用による安全運転（運転者の特性に応じた安全運転指導）	個別指導	社内	本社
12回目	3月	4項目	180分	バスジャック対応訓練	バスジャック対応訓練	自社	実走行

(有) 矢吹タクシー バス事業部

(2) 安全マネジメント実施計画（2024 年度）

安全マネジメント実施計画(2025年度)

期日	指導時間	実施内容	外部講師
4月	180分	※前年度の事故状況報告と原因追及及び対策 ※通学路の状況とその検証(幼児・学童等の安全確保) ※運転技術習得 (バック時の注意点) ※タイヤホイール増し締め点検	自社
5月	180分	※シートベルトの重要性・急の付く運転の禁止 ※運転中の体調急変時の対応(脳梗塞、くも膜下出血等) ※運転技術習得 / タコ壺脱出訓練 ※貸切バスの安全装置作動時の運転方法習得 ※グリーン経営 (年度計画)	タコ壺訓練 路上訓練
6月	180分	※緊急時の対応策・通報訓練・避難誘導訓練 ※乗降時の安全確保(車内の安全・車外での安全確保) ※非常口開閉訓練・消火器の使用法	消防署
7月	180分	※危険予知の例題に基づいて検証 ※健康に起因する事故と健康管理の重要性 ※異常気象時マニュアル再確認 ※社内ヒヤリハット状況報告 回避状況考查	
8月	180分	※貸切バスの走行特性把握(内輪差・オーバーハング・死角) ※接客マナー基本的事項を習得(挨拶)	
9月	180分	※乗務員・ガイドのるべき事(ドア開閉時の注意点) ※上期のヒヤリハット検証 ※峠道走行訓練 (アクセル・ブレーキの使用法) ※道路交通法の基礎的知識	実走行
10月	180分	※心臓圧迫の方法 ※AEDの使用法 ※怪我人の応急手当方法 ※グリーン経営 (年度計画の状況検証)	日本赤十字社
11月	180分	※車両トラブル防止が乗客の安全確保に繋がる ※危険予知の例題に基づいて検証 ※デジタコ運行結果・車両操作上の改善点 ※ドライブレコーダー録画(ヒヤリハット・車間距離・法令遵守等)	
12月	180分	※増し締め点検 ※車両の点検(季節的な点検の注意点) ※運転者の意識&体調&物理的状況とのバランスと事故	自社 事業者サービス
1月	240分	※タイヤチェーン装着 ※積雪路面の走行訓練 ※積雪及び凍結路面の状況判断と選択走行速度 ※貸切バスの安全装置作動時の運転方法習得	積雪路面現場 あだたら高原スキー場
2月	180分	※自社運行時のヒヤリハット検証 ※ドライブレコーダーの事故記録から(事前状況からの予測と)	
3月	240分	※事件発生じの乗務員対応・社内暗号の使用・通報訓練 ※乗降口での安全確保についての車内アナウンスと訓練 ※交替運転手の時間報告・時間と距離	

(有)矢吹タクシー

1 1. 安全管理規定及び安全統括管理者

(1) 安全管理規定

道路運送法第 22 条の 2 に規定する弊社の安全管理規定は、下記の通りでございます。

安全 管理 規 定

第1章 総 則

第 1 条 目 的

この規程(以下『本規程』といふ。)は、道路運送法(以下『法』といふ。)第 22 条の 2 の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

第 2 条 適用範囲

本規程は、弊社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保する為の事業の運営の方針等

第 3 条 輸送の安全に関する方針

代表取締役は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。又、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan, Do, Check, Act)を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。又、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

第 4 条 輸送の安全に関する重点施策

前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 社長以下全社員及びグループ会社が一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

第 5 条 輸送の安全に関する目標

第 3 条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

第 6 条 輸送の安全に関する計画

前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保する為に必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保する為の事業の実施及びその管理の体制

第 7 条 代表取締役等の責務

代表取締役は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

第 8 条 社内組織

次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保する為の企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者

2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による(別紙参照)

第 9 条 安全統括管理者の選任及び解任

取締役の内、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 5 に規定する要件を満たす者の 中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなった時は、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出された時。
- (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になった時。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす 恐れがあると認められる時。

第10条 安全統括管理者の責務

安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、隨時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保する為、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保する為の事業の実施及びその管理方法

第11条 輸送の安全に関する重点施策の実施

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する 計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

第12条 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達

経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。又、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

第13条 事故、災害等に関する報告連絡体制

事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる(別紙参照)。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるよう努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図ると共に、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和 26 年運輸省令第 104 号)に定める事故、災害等があった 場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

第14条 輸送の安全に関する教育及び研修

第5条の輸送の安全に関する目標を達成する為、必要となる人材育成のための教育 及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

第15条 輸送の安全に関する内部監査

安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検する為、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

又、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告すると共に、輸送の安全の確保の為に必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

第16条 輸送の安全に関する改善

安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があつた場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保の為に必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 惡質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

第17条 情報の公開

輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全の為に講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及び その他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後 100 日以内に外部に対し公表する。

- 2 当社の一般貸切旅客自動車運送事業については前項に加え、事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者、事業用自動車に係る情報を、国土交通大臣に対して電磁 気的方法により報告を行う共に、国で公表される報告事項の他に利用者にとって有用であると考えられる情報についても積極的に、同じく外部に対し公表する。
- 3 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

第18条 輸送の安全に関する記録の管理等

本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報、その他の輸送の安全及び情報に関する記録及び保存の方法は別に定める(別紙参照)。

【沿革】

平成25年12月25日 制定
令和 2年 1月 1日 改訂

【別紙】

■ 輸送の安全及び情報に関する記録及び保存方法

記録すべき事項

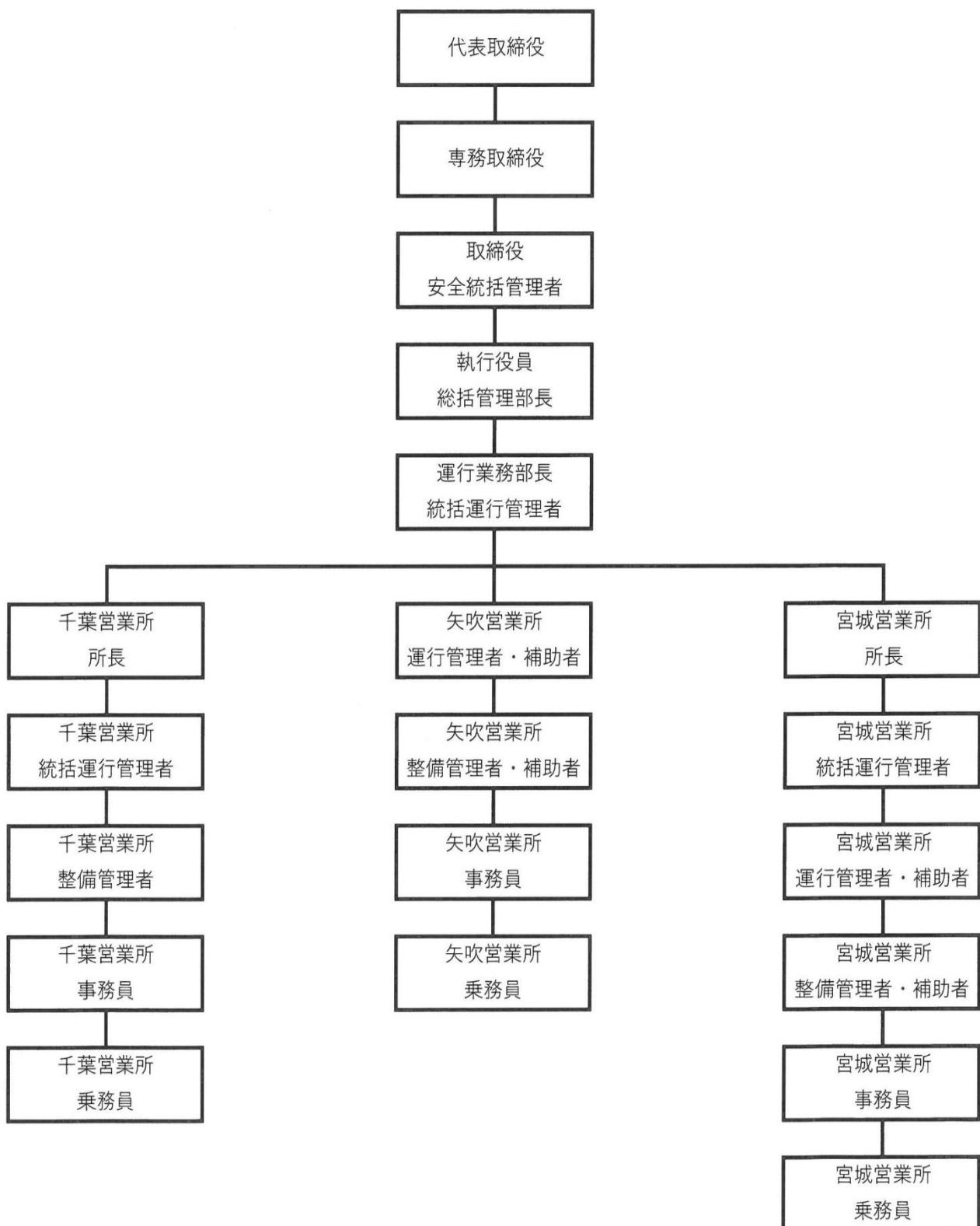
1. 輸送の安全に関する事業運営の方針にあたっての会議の議事録
2. 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
3. 輸送の安全に関する報告連絡体制
4. 事故・災害等の報告
5. 安全統括管理者の指示内容
6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
7. 輸送の安全に関する内部監査の結果
8. 経営トップに報告した是正措置又は予防措置
9. その他安全管理体制を構築・改善する上で、必要と判断するもの

保存方法

1. 情報全般は、作成した書類はファイルに、データは USB 又は SD カード等にそれぞれ記録する。
2. 記録した物は、所属長の管理下のもと、ロッカー等の収納庫に保管する。使用する際は、所属長の許可を得ること。
3. 保存期間は、記録開始日より 3 年間とし、期間の満了を迎えたものから順番に破棄するものとする。
尚、廃棄には所属長及び矢吹営業所の許可を得なければならない。

【別 紙】

組 織 図



(2) 安全統括管理者

道路運送法第22条の2第2項第4号に規定する安全統括管理者は、下記の者を選任しております。尚、安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たしております。

【安全統括管理者】

役職及び氏名：代表取締役 館 秀幸
選 任 日：2023年7月10日

以上

弊社のバス事業に関するご要望・ご意見等がございましたら、矢吹営業所までご連絡下さい。

【ご連絡先】バス事業部矢吹営業所

TEL : 0248 - 21 - 6878
FAX : 0248 - 21 - 6886

【バス事業部 営業所一覧】

● 矢吹営業所

住所：〒969-0206 福島県西白河郡矢吹町赤沢 855
電話：0248 - 21 - 6878 FAX：0248 - 21 - 6886
E-mail：yabukitehai01@yabukikotsu.com

● 千葉営業所

住所：〒289-1622 千葉県山武郡芝山町宝馬 123-3
電話：0479 - 85 - 6660 FAX：0479 - 85 - 6670
E-mail：yabuki.narita@beach.ocn.ne.jp

● 宮城営業所

住所：〒981-3216 宮城県仙台市泉区小角字宮 90-1
電話：022 - 706 - 1888 FAX：022 - 706 - 2888
E-mail：miyagitehai01@yabukikotsu.com

2025年5月発行